

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年8月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200019 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200027 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 28 年 2 月 1 日から令和元年 11 月 1 日まで

海外勤務期間に係る給与については、A社からの円貨建給与と、出向先である海外現地法人からの現地通貨建給与でそれぞれ支払われていたところ、事業主が、年金事務所に対し、誤って円貨建給与分のみに基づいた算定基礎届及び月額変更届を提出していたことが判明したため、事業主により平成 28 年 2 月から令和 3 年 11 月までの期間に係る標準報酬月額を訂正する旨の届出が行われた（令和 3 年 12 月 23 日受付）。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間については、当該訂正する旨の届出が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、訂正後の標準報酬月額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主が、A社の「海外駐在員規程」により決定された請求者の「海外給与」の月額（円貨建給与及び現地通貨建給与の合計額）に基づき作成した「給与額証明書」及び事業主の陳述から推認できる請求期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における請求期間の保険給付の対象となる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、上記のとおり、請求者の「海外給与」に係る「給与額証明書」及び事業主の

陳述から推認できる請求期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における請求期間の保険給付の対象となる標準報酬月額を超えていることが認められるものの、事業主から提出された請求者の円貨建給与分に係る賃金台帳（写）における事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成28年2月から同年5月までは34万円、同年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から令和元年9月までは16万円、同年10月は24万円。）は、オンライン記録における当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、事業主は、請求期間の現地通貨建給与に係る資料は保管していないが、当該期間に係る厚生年金保険料については、請求者の円貨建給与額に基づく標準報酬月額により計算し控除した旨回答している。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。